

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
3月29日
(金曜日)

目次

- 告示
割賦販売法第四十一条第七項の身分を示す証明書の様式に関する告示の廃止 (県民生活課) 一
- 道路の区域の変更 (道路整備課) 一
- 道路の供用の開始 (道路整備課) 三
- 大島都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) 四
- 東和都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) 四
- 県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示の一部改正 (会計課) 四
- 公告
一般競争入札の実施 (デジタル・ガバメント推進課) 五
- 土地改良事業の工事の完了 (農村整備課) 七
- 岩国都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 七
- 岩国南都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 七
- 教委告示
指定技能教育施設の廃止の届出 八
- 選管告示
直接請求に必要な有権者の数 八
- 漁管委告示
漁業法第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定による指示 九



山口県告示第百一号

割賦販売法第四十一条第七項の身分を示す証明書の様式に関する告示 (平成十二年山口県告示第二百五十五号) は、廃止する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第百二号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 一般国道
路線名 四三三号
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
周南市大字金峰字川本一六八二の三 地先から 同市 同大字字三瀬一〇六七一 地先 まで	最狭 一四七・二	最狭 三八・〇	八〇・九	七八三・五	

道路の種類 一般国道
路線名 四三五号
道路の区域

区	間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
岩国市旭町二丁目二五七の一地从先から 同市旭町一丁目六六五の六地先まで		最狭 三一八・四	最狭 三四・五		一〇・八	三三〇・九	

道路の種類 県道
路線名 錢壺山公園線
道路の区域

区	間	新	旧	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
岩国市由宇町神東字東一番一八一〇の一地先から 同市由宇町神東字上方二四八の一地先まで		最狭 四七・一	最狭 九・五	最狭 六一・四	最狭 三・四		五九六・〇		道路改良工事の完了による。
岩国市由宇町神東字上方二二二の一地先から 同市由宇町峠越一四二六六の三地先まで		最狭 四七・一	最狭 九・五	最狭 六一・四	最狭 三・四		五八六・七		道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
路線名 岩田停車場線
道路の区域

区	間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考	
光市大字岩田字井上二五一四の四地先から 同市同大字 同字二五〇四の一四地先まで		最狭 二二八・四	最狭 一六・八		二・八	四三・七		

道路の種類 県道

路線名 和田上村線
道路の区域

区	間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考	
周南市大字上村字南野一四〇二の一地先から 同市同大字西南野二六八の九地先まで		最狭 二〇・六	最狭 一三・五		二・五	一三九・七		

道路の種類 県道
路線名 油谷港線
道路の区域

区	間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考	
長門市油谷向津具下字平坊一〇〇四の四地先から 同市油谷向津具下字荒神村一〇〇六の六地先まで		最狭 六六・七	最狭 八・六		一・五	五二二・三		道路改良工事の完了による。
長門市油谷向津具下字平坊一〇〇四の四地先から 同市油谷向津具下字荒神村一〇〇六の六地先まで		最狭 六六・七	最狭 八・六		一・五	五二二・三		道路改良工事の完了による。

山口県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和六年三月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

一 一般国道 四三 四号	周南市大字金峰字黒岩一〇六六五の一地先から 同市 同大字字三瀬一〇六七一の地先まで	令和六年三月三十日
-----------------	--	-----------

一 一般国道 四三五号	下関市豊北町大字滝部字原田二八一八の五地先から 同市豊北町大字神田字堀越下二九五の一地先まで	令和六年三月三十日
----------------	---	-----------

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 銭壺山公園線	岩国市由宇町神東字東一番一八一〇の一地先から 同市由宇町神東字上方二四八の一地先まで 岩国市由宇町神東字上方二三一の一地先から 同市由宇町字峠越一四一六六の三地先まで	令和六年三月三十日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 油谷港線	長門市油谷向津具下字平坊一〇〇四六の四地先から 同市油谷向津具下字荒神村一〇〇六二の六地先まで	令和六年三月二十九日

山口県告示第百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、大島都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
周防大島町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大島都市計画下水道事業周防大島町公共下水道

- 三 事業施行期間
平成二十六年六月二十日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
大島郡周防大島町大字椋野、大字東三蒲、大字西三蒲、大字小松、大字小松開作及び大字西屋代

山口県告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、東和都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
周防大島町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
東和都市計画下水道事業周防大島町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成二十二年八月二十日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
大島郡周防大島町大字平野

山口県告示第百六号

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（令和六年山口県告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 二 中「自動車税種別割納税通知書等作成業務」の下に、「山口県人事給与福利厚生システム再開発に係る要件定義等業務」を加える。



(五五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

山口県人事給与福利厚生システム再開発に係る要件定義等業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日から令和七年三月三十一日までの間

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和四年山口県告示第百七十九号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(令和六年山口県告示第三十六号)に基づく資格審査において、システムの設計及び開発について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
(五) 令和六年三月二十九日から同年五月十日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成二十六年四月一日から令和六年三月二十九日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)の委託を受けて一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

四 入札説明書及び仕様書の交付

令和六年三月二十九日午前九時から同年四月十六日午後五時まで、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課のホームページの「山口県人事給与福利厚生システム再開発に係る要件定義等業務総合評価一般競争入札の実施」に掲載することにより行う。

五 入札の方法

この入札は、政令第百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

(三) 受領期限

令和六年五月九日午後五時(入札書を持参する場合は、令和六年五月十日午前十時)

七 入札を執行する場所及び日時

- (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課研修室
- (二) 日時
令和六年五月十日午前十時
- 八 入札保証金
免除する。
- 九 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名のない入札
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 十 落札者決定基準
(一) 総合評価基準
落札者の決定は、価格及び技術的能力に関する事項を総合的に評価することにより行う。
(二) 審査基準
1 価格に関する提案の評価
入札書に記載された金額について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。
2 技術的能力に関する提案の評価
提案書に記載された業務実施方法、業務実施体制、技術提案等に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。
3 配点
価格評価(価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。)及び技術的能力評価(技術的能力に関する提案の評価をいう。以下同じ。)の配点については、次のとおりとする。
(1) 価格評価 三百点
(2) 技術的能力評価 千点
4 適否判定
入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、入札説明書で定めるところとする。
- 十一 落札者の決定方法
(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基

- づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点(価格評価及び技術的能力評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十の(二)の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者とししない。
- (二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、技術的能力評価に係る評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、技術的能力評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 十二 その他
(一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(三) 契約書の作成の要否
要
(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和六年四月十六日午後五時までに山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和六年四月十九日までに発送する。
1 入札参加資格確認申請書
2 納税証明書(外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)
3 一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績について記載した書面
(五) 契約保証金
免除する。
(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和六年四月九日午後五時までに山口県会計管理局会計課(電話〇八三一九三三―三九一五)に申請書を提出すること。
(七) 詳細については、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課(電話〇八三一九三三―一三二九)に問い合わせること。
- 十三 Summary
(1) Division in charge of the contract: Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
(2) Nature and quantity of the services to be required: Requirement analysis and related

tasks for redevelopment of the Yamaguchi Prefecture Personnel affairs, Salary, and Welfare Management System

- (3) Performance period: From the date of the contract to March 31, 2025
- (4) Place of performance: Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture
- (5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-1329)
- (6) Deadline for tender submission: 5:00 P.M. May 9, 2024 (If brought in person: 10:00 A.M. May 10, 2024)

(五六) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営阿座上地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

令和五年五月二十六日

一 事業の名称

県営歌野川ダム地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

令和六年一月十八日

一 事業の名称

県営菅無田地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

平成三十一年四月十九日

一 事業の名称

県営後ヶ迫地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

令和五年二月一日

一 事業の名称

県営平原地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成二十一年三月四日

一 事業の名称

県営枇杷の木地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成二十二年三月十九日

(五七) 岩国都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画下水道岩国市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(五八) 岩国南都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国南都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第



山口県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和六年三月二十九日

山口県内水面漁場管理委員会

会長 酒井治己

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次に掲げる水域においては、こい（まごい及びにしきごいをいう。）を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

(一) 下松市の区域内の水域のうち、平田川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(二) 防府市大字西浦字沖本土手附二七九八の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面

(三) 佐波川水系に係る河川（佐波川ダム堰堤^{えん}から上流の区間及び島地川ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

(四) 防府市大字佐野字開作一七八五の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面

(五) 河内川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(六) 南若川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(七) 樫野川水系に係る河川（一の坂ダム堰堤から上流の区間及び荒谷ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

(八) 井関川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(九) 厚東川水系に係る河川（厚東川ダム堰堤から上流の区間及び宇部丸山ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

(十) 壇具川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(十一) 粟野川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(十二) 掛淵川水系に係る河川（畑ダム堰堤から上流の区間、狩音ダム堰堤から上流の区間、有宗ダム堰堤から上流の区間、大坊ダム堰堤から上流の区間及び阿惣ダム堰堤

から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

(十三) 阿武川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

二 指示の有効期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

令和六年三月二十九日印刷
令和六年三月二十九日発行

発行人所

山口県知事